

長崎県建築設計等委託業務成績評定書公表要領

(目的)

第1 この要領は、長崎県が発注する建築工事に係る委託業務の成績評定(以下「評定」という。)の透明性を確保することを目的とする。

(公表の対象)

第2 公表の対象は、長崎県建築設計等委託業務成績評定要領第2の規定による評定の対象となるものとし、建築設計等委託業務成績評定書(様式第3号)及び建築設計等委託業務成績再評定書(様式第5号)(以下「評定書」という。)により行うものとする。

(評定書の公表方法)

第3 各発注機関において、評定書の四半期毎分を閲覧により公表する。

(評定書の閲覧期間)

第4 公表する評定書の閲覧期間は、3ヶ月とする。

(評定書の保存期間)

第5 公表する評定書の保存期間は、5ヶ年(年度)とする。

(説明請求)

第6 公表した評定書に関する説明請求は受け付けないものとする。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

この要領は、平成29年9月1日から施行する。